

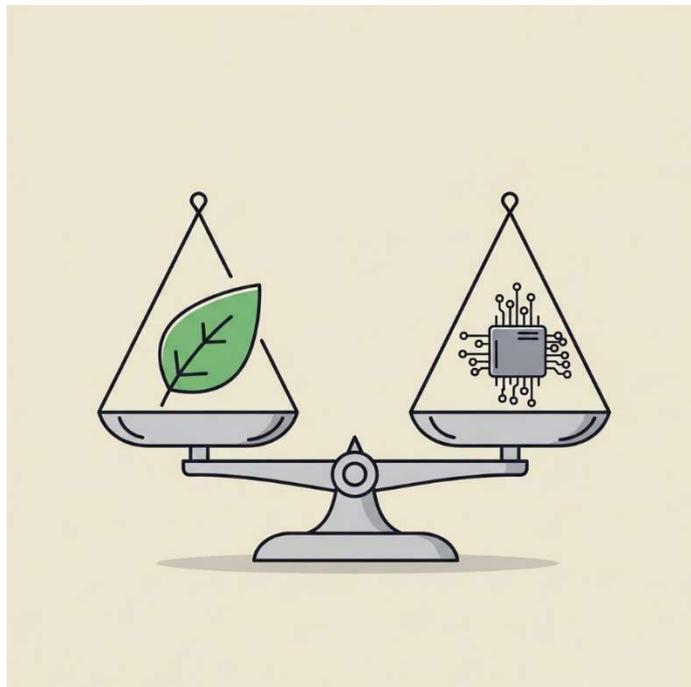
## ケミトックス環境ニュース (Vol. 72)

2025年9月10日  
株式会社ケミトックス  
河戸 淳仁**【速報】中国 RoHS、新国家標準「GB 26572-2025」を公布！**  
**旧規格からの重要変更点と企業が取るべき対策を徹底解説****1. はじめに：中国の化学物質規制、新時代へ。国家標準「GB 26572-2025」公布**

中国の国家市場監督管理総局 (SAMR) は2025年8月1日、電子・電気製品中の有害物質使用制限に関する新たな国家標準「GB 26572-2025」を公布しました。本規格は、従来のGB/T 26572-2011を置き換えるもので、2027年8月1日から施行されます。

この改正は、単なる技術的な更新にとどまりません。規制対象物質の拡大、製品分類の導入、そしてデジタル技術を活用したラベル表示要件の新設など、中国市場でビジネスを行うすべての電子・電気製品メーカーおよびサプライヤーに重大な影響を及ぼします。

本稿では、この新しい国家標準の核心的な変更点を旧規格と比較しながら徹底的に解説し、企業が今すぐ取るべき具体的な対策を提案します。

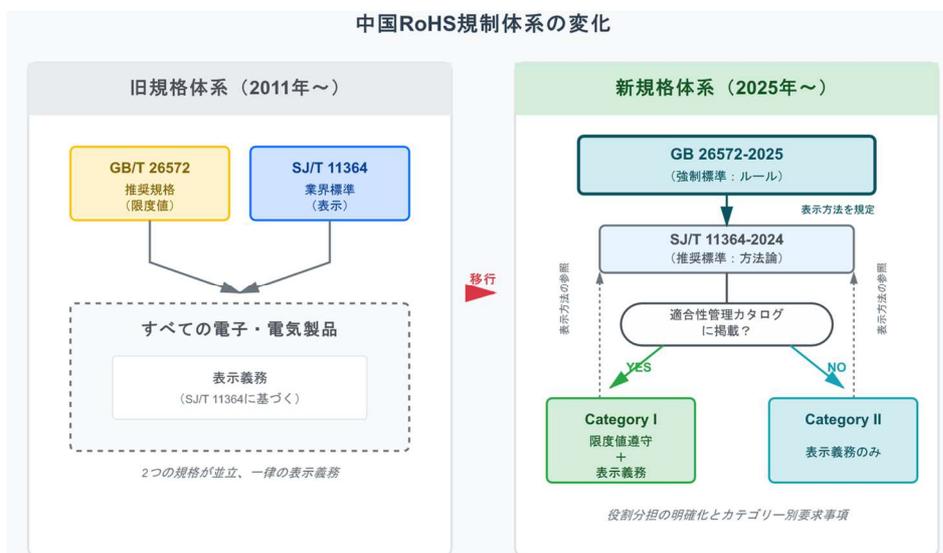


## 2. 新旧規格を徹底比較:GB 26572-2025で何が変わったのか？

| 項目      | 旧規格<br>(GB/T 26572-2011)                              | 新規格<br>(GB 26572-2025)                 | 企業への影響   |
|---------|---|--|--|
| 規格の種類   | 推奨規格 (GB/T)   | 強制規格 (GB)                              | 法的拘束力が強化され、コンプライアンスが必須に。                             |
| 用語・定義   | 「制限物質」などの基本的な定義のみ。                                    | 「有害物質」「環境配慮使用期限(EFUP)」「免除」などの用語を新たに追加。 | 規制の解釈がより明確になり、管理範囲が具体化。                              |
| 製品分類    | 規定なし。   | Category IとCategory IIの2分類を導入。(詳細は後述)  | 製品がどちらに該当するかで、適合要件(限度値+ラベル or ラベルのみ)が変化。             |
| ラベル表示要件 | 本規格(GB/T 26572)には規定なし。別途、業界標準SJ/T 11364で表示義務が定められていた。 | Clause 6として、限度値要求と並ぶ主要な要求事項として本規格に統合。  | これまで別規格だった表示義務が、強制規格の一部となり、法的拘束力が大幅に強化された。           |
| 規制対象物質  | 6物質→2024年の追補で4種のフタル酸エステルを追加し合計10物質に                   | 10物質                                   | サプライチェーン全体での含有物質情報の再調査と管理が急務。                        |
| 分析方法    | 当初はGB/T 26125を参照。後の改正で、最新のGB/T 39560シリーズに更新           | GB/T 39560シリーズを分析方法として引き継ぎ、本規格内で正式に規定。 | 最新分析規格への準拠要求が、推奨(GB/T)から強制(GB)へと格上げされ、法的要求事項として確定した。 |

特に注目すべきは**製品分類**の導入です。これは、中国工業情報化部(MIIT)が発行する「(電器電子製品有害物質制限使用)適合性管理カタログ」に掲載されているか否かで区別されます。

- **Category I(管理カタログ対象製品)**: 「適合性管理カタログ」に掲載される製品群。限度値要求(Clause 5)とラベル表示要求(Clause 6)の両方に適合する必要があります。
- **Category II(管理カタログ非対象製品)**: 上記カタログに掲載されない製品群。ラベル表示要求(Clause 6)への適合が必須となります。(限度値への適合は推奨)



### 3. 規制対象10物質と限度値:EU RoHS指令との完全な整合

規制対象物質は、昨年(2024年)にGB/T 26572-2011の追補が発行され、従来の6物質に加え、新たに4種 of フタル酸エステルが規制対象となりました。新規格でもその内容が踏襲されています。これにより、規制対象はEU RoHS指令((EU) 2015/863)の10物質と完全に一致しました。

#### 【追加された4種 of フタル酸エステル】

- フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)
- フタル酸ブチルベンジル (BBP)
- フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)
- フタル酸ジイソブチル (DIBP)

#### 【規制対象全10物質と濃度限度値】

| 物質群  | 限度値 (均質材料あたり)       |
|--|---------------------|
| 鉛 (Pb), 水銀 (Hg), 六価クロム (Cr(VI)), PBB, PBDE | 0.1 wt% (1,000 ppm) |
| DEHP, BBP, DBP, DIBP                       | 0.1 wt% (1,000 ppm) |
| カドミウム (Cd)                                 | 0.01 wt% (100 ppm)  |

#### 【分析方法について】

GB 26572-2025では、これらの有害物質の含有量測定について、関連する規格としてGB/T 39560(電気電子製品中の特定物質の定量)シリーズを参照することが明記されています。このシリーズは、RoHS指令におけるIEC 62321シリーズに相当する、中国の最新の分析規格群です。

GB/T 26572-2011も、2024年発行の追補によって参照先がこのGB/T 39560シリーズに更新されていました。今回の新規格における最大の変更点は、この最新分析規格への準拠義務が、推奨規格(GB/T)の枠組みから、より厳格な強制規格(GB)の枠組みへと正式に格上げされ、その法的要求事項が確定したことにあります。

このEU RoHS指令との整合により、グローバルでサプライチェーンを構築している企業は化学物質管理プロセスを効率化できる一方、これまで中国向け製品で管理対象外だったフタル酸エステル類への対応が急務となります。

### 4. ラベル表示の新ルール:QRコード活用と適用除外の表示

GB 26572-2025で義務化されたラベル表示要件は、先行する業界標準「\*\*SJ/T 11364-2024\*\*」で具体的な方法が示されています。企業が対応すべき表示ルールのポイントは以下の通りです。

#### - マークの表示義務:

- **Mark I (eマーク):** 全ての有害物質が限度値以下の場合に表示。
- **Mark II (数字入りマーク):** 一つでも限度値を超える物質を含有する場合に表示。中の数字は「環境配慮使用期限(EFUP)」(年)を示します。

(注: 推奨色としてMark IIに緑、Mark IIIにオレンジが示されていますが、これは必須ではありません。製品の背景色などに応じて、視認性が確保できる他の色(例: 白黒)を使用することも認められています。)



Figure 1 Mark I

(画像はイメージです)



Figure 2 Mark II

#### -適用除外(Exemption)の表示:

EU RoHS指令と同様、中国RoHSにも特定の用途における有害物質の使用を認める「適用除外リスト」が存在します。\*\*適用除外に該当して限度値を超えている場合でも、Mark II(オレンジマーク)を表示し、情報テーブルでその旨(例:「本製品の鉛は、適用除外項目No. X.X.Xに該当します」)を説明する義務\*\*があります。これは、たとえ法的に認められた使用であっても、含有の事実を消費者に透明性をもって開示する要求の表れです。

#### -情報テーブルとQRコードの活用:

Mark IIを表示する場合、どの部品にどの有害物質が限度値を超えて含まれているかを示す「情報テーブル」の提供が必須です。

SJ/T 11364-2024 (6.4項) では、QRコードをスキャンして情報テーブルを閲覧させる手法が正式に認められました。ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- スキャン後、情報テーブルが直感的に表示されること。
- QRコードの近くに「有害物質情報はこちら」といったテキストプロンプトを併記すること。
- QRコードは、製品本体などに表示すべきMark I / Mark IIの代替にはならない。

## 5. 【新たな要求】企業のコンプライアンス義務: 技術文書の保管

今回の規格改正で、表示義務とともにもう一つ、企業に課せられた極めて重要な新しい義務が「**技術的補足文書の保管**」です。

新規格では、製品のラベルや情報テーブルに表示した内容が事実であることを証明するための根拠資料(技術的補足文書)を、「**製品の生産停止後、3年以上**」保管することが明確に義務付けられました(GB 26572-2025 Clause 6.5.3)。

これは、中国の市場監督当局による事後監査(抜き打ち検査)に備えるための要求事項です。当局から要求があった際に、企業は表示内容の正当性をこれらの文書によって迅速に証明でき

なければなりません。

#### 【保管すべき技術的補足文書の例】

- サプライヤーから入手した製品・部品の材料成分表や非含有証明書
- chemSHERPAなどの製品含有化学物質情報データ
- 自社または第三者機関が実施した分析レポート(試験成績書)
- 製品のリスク評価に関する記録

この義務化は、単に情報を表示するだけでなく、その情報の信頼性と追跡可能性(トレーサビリティ)までを保証する、より高度なコンプライアンス体制の構築を企業に求めていることを意味します。

### 6. 施行に向けたアクションプランとサプライチェーン管理

2027年8月1日の施行まで時間はありますが、サプライチェーン全体にわたる対応には時間を要します。以下のステップで準備を進めることを強く推奨します。

1. **対象製品の分類:** 自社製品が「適合性管理カタログ」の対象か非対象かを評価する。
2. **サプライチェーンへの情報展開:** サプライヤーに対し、新規規格(特にフタル酸エステル4種)の要求事項と、根拠資料の提出・保管義務について周知する。
3. **製品含有情報の再評価:** chemSHERPAなどを活用し、フタル酸エステル類を含む10物質の含有状況を、根拠資料とともに再調査・評価する。
4. **表示戦略の策定:** 製品設計、包装、説明書のどの段階で、どのようにマークや情報テーブル(QRコード、適用除外情報含む)を表示するかを決定する。
5. **高リスク部品の分析:** フタル酸エステル類を含有する可能性が高い軟質PVCケーブルやカセットなどの高リスク部品については、GB/T 39560シリーズに準拠した精密分析を実施し、客観的なエビデンスを確保する。
6. **文書管理体制の構築:** 技術的補足文書を製品・ロットごとに紐づけて、規定の期間(生産停止後3年以上)保管・管理するための社内プロセスを確立する。

### 7. ケミトックスの支援サービスと補足情報

弊社ケミトックスは、複雑化する中国の化学物質規制に対応するため、高度な分析技術と規制に関する深い知見を活かした包括的なサービスを提供します。

- **高精度分析サービス:** 新たに追加された4種のフタル酸エステル類を含む、GB 26572-2025対象の全10物質について、ISO/IEC 17025認定ラボとして高精度な分析を迅速に提供します。この分析レポートは、**規格要求適合を示す客観的なエビデンス**となります。
- **コンサルティング:** お客様の製品に合わせた規制対応プランの策定、ラベル表示方法の提案、サプライヤーへの要求事項の明確化、文書管理体制の構築などをサポートします。
- **英文証明書の発行:** 海外の取引先にも提出可能な、信頼性の高い分析レポートを発行します。(中国語についてもレポート翻訳に対応可能です。)

中国市場におけるビジネスリスクを最小限に抑え、円滑なコンプライアンス対応を実現するために、ぜひ弊社のサービスをご活用ください。

**【補足情報】**

なお、本規格では、アフターサービス用の**補修部品(スペアパーツ)**に関する表示ルールや、施行日(2027年8月1日)以前に製造・輸入された製品に対する**猶予期間(経過措置)**も新たに定められています。詳細については、個別にご相談ください。

中国の新RoHS規制(GB 26572-2025)に関するご相談、分析のご依頼は、いつでもお気軽に下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

担当: 河戸 淳仁

TEL: 03-3786-7800 e-mail: a-kawato@chemitox.co.jp

**参考資料**

[1] the Ministry of Industry and Information Technology of the People's Republic of China, **SJ/T 11364-2024**, *Labeling requirements for restricted use of hazardous substances in electrical and electronic products*.

[2] the State Administration for Market Regulation of the People's Republic of China, the Standardization Administration of the People's Republic of China, **GB 26572-2025**, *Requirements for restricted use of hazardous substances in electrical and electronic products*.

[3] General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the People's Republic of China (AQSIQ), Standardization Administration of the People's Republic of China, **GB/T 26572-2011/XG1-2024**, *Requirements of Concentration Limits for Certain Restricted Substances in Electrical and Electronic Products and Amendment 1*.